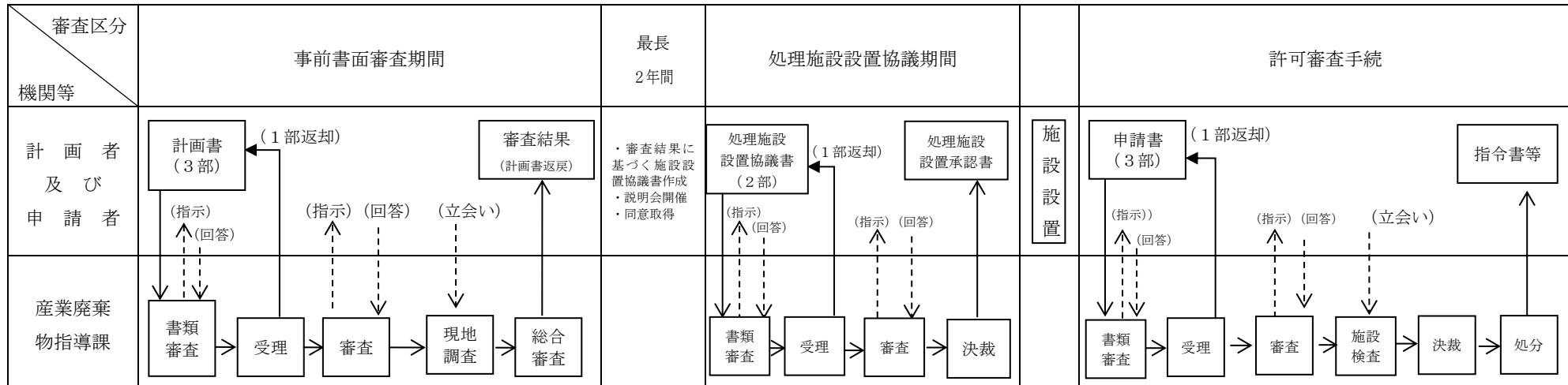


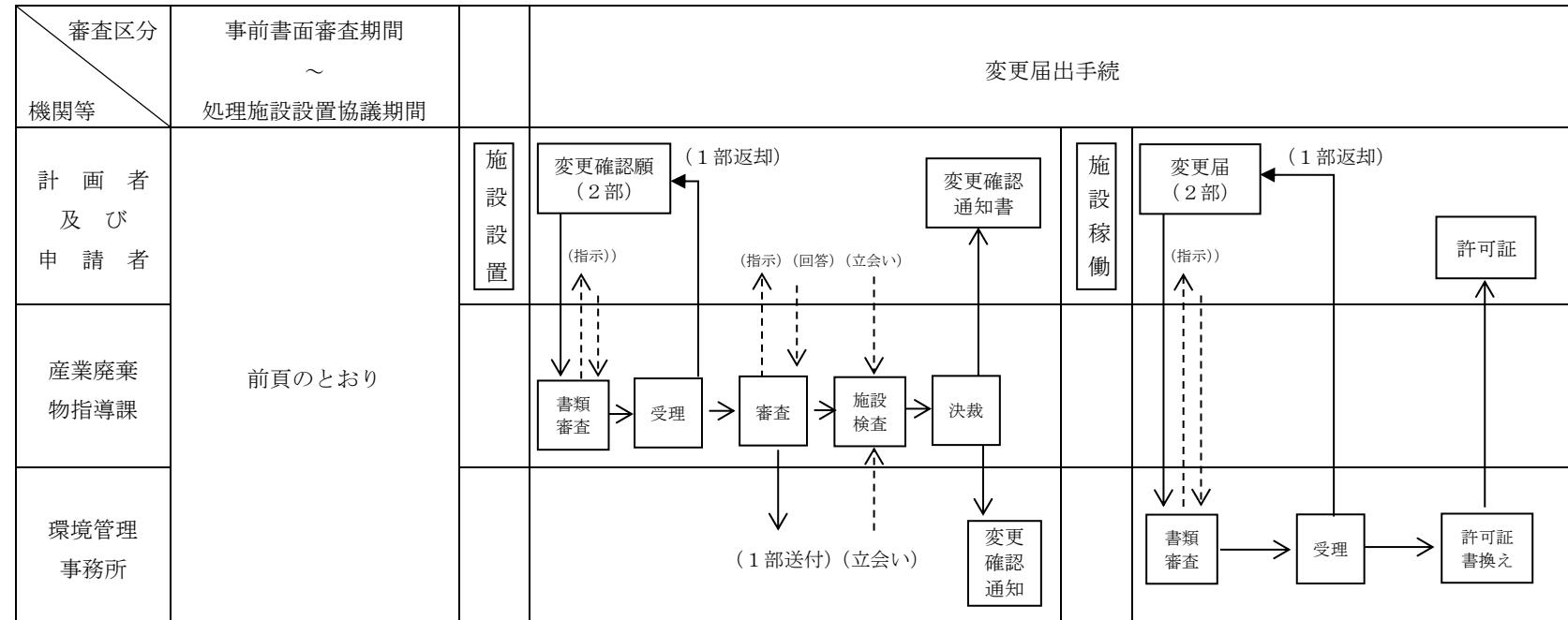
<処分業及び収集運搬業（積替え保管を含む。）に係る事前協議手続の概要>

【新規許可及び変更許可申請】



- ① 事業計画者は事業実施予定地に隣接する土地の所有者から同意（以下「隣地同意」という。）を得る。
 - ② 事業計画者は新規許可及び変更許可申請に先立ち、計画書を提出する。
 - ③ 県は計画書の内容等について審査を行い、審査結果等をまとめた通知文書（以下「審査結果通知」という。）を事業計画者に送付する。
 - ④ 事業計画者は周辺住民等に事業計画の内容の説明等（以下「周辺同意」という。）を行う。
 - ⑤ 事業計画者は審査結果通知で県に求められた措置を講じ、次のア又はイに該当する場合は、処理施設設置協議書（以下「協議書」という。）を提出する。
 - ア 新規許可に関する事業計画
 - イ 変更許可に関する事業計画で次の事項に該当する場合
 - ・収集運搬業に関する事業計画で積替え保管を除く許可から含む許可への変更の場合
 - ・処分業に関する事業計画で中間処理施設又は最終処分場を設置する場合
 - ⑥ 処理施設設置協議について県の承認を受けた後、事業計画者は処理施設の設置等を行い、許可申請書（以下「申請書」という。）を県に提出する。
なお、協議書の提出を要しないため申請書を提出する場合は、処理施設等を設置した上で、申請書を提出する。
 - ⑦ 県の審査により許可基準を満たしていることが確認できた場合は許可処分を行い、許可証が事業計画者に交付される。
- ※ 法人の合併・分割・事業譲渡に伴う新規許可及び変更許可の場合は事前協議を省略します。（事業内容に変更がない場合に限ります。）
- ※ 隣地同意や周辺同意が不要な場合があります。（別表参照）

【変更届出（事前協議を要する場合に限る。）】



- ① 事業計画者は事業実施予定地に隣接する土地の所有者から同意（以下「隣地同意」という。）を得る。
 - ② 事業計画者は変更届出に先立ち、計画書を提出する。
 - ③ 県は計画書の内容等について審査を行い、審査結果等をまとめた通知文書（以下「審査結果通知」という。）を事業計画者に送付する。
 - ④ 事業計画者は周辺住民等に事業計画の内容の説明等（以下「周辺同意」という。）を行う。
 - ⑤ 事業計画者は審査結果通知で県に求められた措置を講じ、次の事項に該当する場合は、処理施設設置協議書（以下「協議書」という。）を提出する。
 - ・ 処分業に関する事業計画で中間処理施設又は最終処分場を設置する場合
 - ⑥ 処理施設設置協議について県の承認を受けた後、事業計画者は処理施設の設置等を行い、変更確認願を県に提出する。
なお、協議書の提出を要しないため変更確認願を提出する場合は、事業計画のとおり変更した上で、変更確認願を提出する。
 - ⑦ 県の審査により基準等を満たしていることが確認できた場合は、変更確認通知書が事業計画者に交付される。
 - ⑧ 事業計画者は変更確認通知書の交付を受けた後、変更した事業計画の運用を開始し（施設を稼働等）、開始した日から10日以内に産業廃棄物処理業変更届出書を所管の環境管理事務所に提出する。
- ※ 隣地同意や周辺同意が不要な場合があります。（別表参照）

別表 処分業及び収集運搬業（積替え保管を含む。）に係る事前協議手続について

内容	隣地同意	計画書	周辺同意	処理施設設置協議	申請書
新規許可	要	要	要	要	要
・法人の合併・分割・事業譲渡に伴うものく事業内容 に変更がない場合に限る>（共通）	不要	不要	不要	不要	要
・取り扱う産廃の種類の追加（収運業）					
変更許可	要	要	要	・積保除くから含むへの変更	要
・積替え保管する産廃の種類の追加（収運業）	不要	要	説明会で代用可 ^{*1}	・中間処理施設又は最終処分場 を設置する場合のみ必要 ^{*2}	要
・処分方法及び取り扱う産廃の種類の追加（処分業）					
工業専用地域に立地	不要	要	説明会で代用可 ^{*1}	要／不要は上記に準じる	要

内容	隣地同意	計画書	周辺同意	処理施設設置協議	変更届出書
変更届出	要	要	説明会で代用可 ^{*3}		要
・事業場の追加（共通）	要	要	不要 ^{*3}	・中間処理施設又は 最終処分場を 設置する場合のみ 必要 ^{*2}	要
・事業場の拡大（共通）					
・保管能力増大（収集運搬業）					
・処理能力増大（処分業）	不要	要	説明会で代用可		
・処分方法の追加に当たらない処理施設の増設（処分業）					
工業専用地域に立地	不要	要	説明会で代用可 (事業場拡大の場合は不要 ^{*4})		要

*1 周辺環境への影響が大きい施設（焼却施設、発酵施設、最終処分場等）を設置又は変更する場合は、説明会ではなく周辺同意の取得が必要。

*2 法第15条第1項に規定する施設のみを設置する場合は不要。

*3 関係公益施設及び関係水道事業者等の周辺同意は必要。

*4 工業専用地域以外へ拡大する場合には、関係公益施設及び関係水道事業者等の周辺同意は必要。